

令和5年度2学期からの 学校給食に関する 中学校説明会

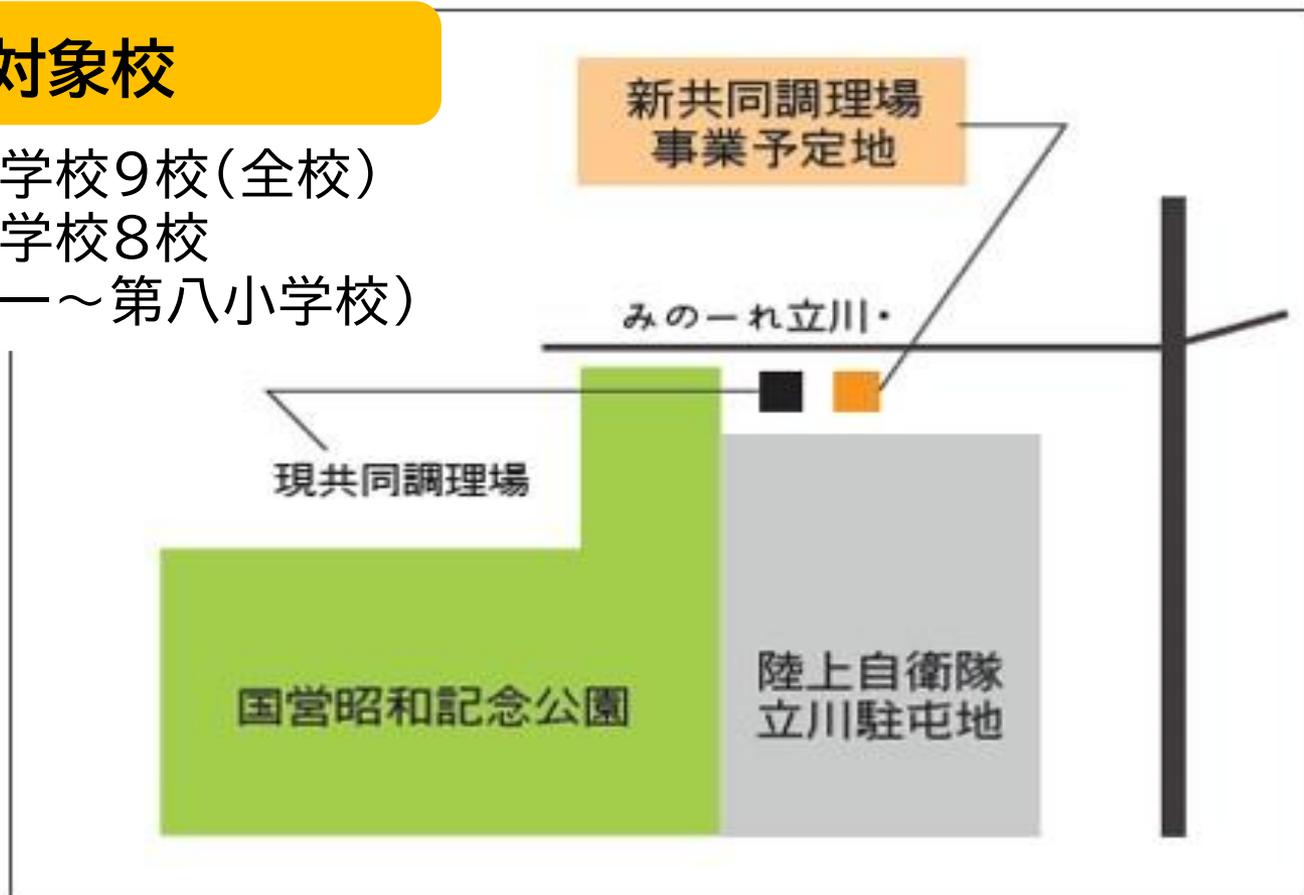


令和4年12月～令和5年1月実施

新学校給食共同調理場の概要

配送対象校

- 中学校9校(全校)
- 小学校8校
(第一～第八小学校)



新調理場イメージ図

イメージ図(上空)



新調理場の給食提供食数

イメージ図(正面)



1日8500食提供可能

小学校**4000**食 / 中学校**4500**食

1月17日現在の工事写真



市と事業者の業務分担

市(公共)

- 献立作成
- 食材選定・
調達・検収
- 給食費の
徴収管理

民間(事業者)

- 設計
- 建設・
工事管理
- 維持管理
- 運営(調理、
配膳など)

新共同調理場整備運営事業 スケジュール

	令和4年度	令和5年度	
建設工事		~ 6月	
開業準備			7月~
給食運営			2学期~

現在の中学校給食



選択式 弁当方式

令和5年度2学期からの給食



全員喫食 給食

あったかい給食



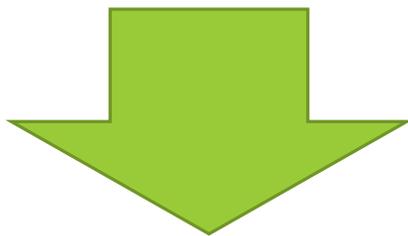
温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たく届きます。

飲用牛乳(ミルク)の取扱い



給食の時間

- ・現在、中学校の給食時間は20分程度



- ・食缶給食では配膳の準備やアレルギーの確認作業が新たに始まるため、給食時間を**30分程度**とする

定番給食メニューの紹介



共同調理場での調理

野菜・果物下処理



炒める・煮る



共同調理場での調理

揚げ物



炊飯



アレルギー対応食の調理

食物アレルギー対応室

専用調理室



確認作業中



コンテナでの給食運搬



1つのコンテナに2クラス分

配送トラック(イメージ)



コンテナ



背面



学校での給食受け入れ

外装



配膳員は
事業者の従業員
になります。

搬出入



配膳室の様子



給食時間までに教室付近の廊下に準備します。

コンテナから食器・食缶をクラスへ



教室前の廊下から教室へ食器・食缶を運びます

小学校での配膳の様子

学校での様子(食缶配膳給食)

配膳



給食中



給食当番は白衣着用。

給食費の仕組みが変わります。

～学校給食費の公会計化～

現在

私会計

保護者

給食費

学校が指定する
金融機関

学校長口座

共同調理場口座

食材料の支払い

公会計化

令和5年2学期から

公会計

保護者

給食費

普段利用の
金融機関

立川市の口座

食材料の支払い

※学校給食費は全て食材料の購入に使われます。

公会計化の目的

- ・教職員の業務負担の軽減

⇒働き方改革

- ・保護者の利便性向上

⇒普段使いの金融機関を選択可能

(※教材費はこれまで通り学校指定の金融機関となります。)

- ・学校給食費事務の集約化、効率化

⇒給食費の徴収管理、食材料の調達、
支払いを市に集約

口座振替できる金融機関

(※教材費はこれまで通り学校指定の金融機関となります。)

みずほ銀行	多摩信用金庫	三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行	三井住友銀行	りそな銀行
青梅信用金庫	山梨中央銀行	西武信用金庫
群馬銀行	東京都信用農業協同組合 (都内各農業協同組合)	東和銀行
中央労働金庫	みずほ信託銀行	東日本銀行
きらぼし銀行	大東京信用組合	東京スター銀行
あすか信用組合	埼玉りそな銀行	楽天銀行
PayPay銀行	ゆうちょ銀行(郵便局)	

口座振替スケジュール

令和5年2学期以降は、以下の予定で口座振替を実施します。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
4・5 月分	6月分	7月分	8・9 月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3 月分
5月 末日	6月 末日	7月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 25日	1月 末日	2月 末日

※各月の末日が土日祝日の場合は、翌営業日に引落しを行います。

令和5年2学期からの給食費

・現在

ランチボックス給食 1食あたり 300円

ミルク給食 牛乳1本あたり 約58円



・令和5年2学期から

給食(牛乳代含む) 1食あたり 328円

返金について

- ・1か月の給食費の金額は、「1か月の給食予定回数×1食単価」で計算します。
- ・校外学習等により給食予定回数を実際の喫食回数が下回った場合には、後日差額分を指定口座に返金します。
- ・以下の条件に該当する場合には、給食費を減額し、先に納付していただいた給食費との差額を指定口座に返金します。

条 件	減額する金額	学校への申出
病気、事故等の理由により5日間以上連続して喫食しない場合	給食を提供しなかった回数×1食単価	必要です。 最初に喫食しない日の5日前までに申出てください。
食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合	給食を提供しなかった回数×1食単価	必要です。 毎月提出する「アレルギー食対応表」に記入してください。
食物アレルギー等により牛乳を飲用しない場合	牛乳を提供しなかった回数×1食単価	必要です。 医師の診断が確認できる書類とともに申請書を提出してください。
学級閉鎖等の場合	(給食を提供しなかった回数-1)×1食単価	不要です。



ご清聴ありがとうございました。

【お問い合わせ先】

立川市教育委員会事務局 教育部学校給食課

TEL 042(529)3511

Email gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp